

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を 活用した寄附の募集について

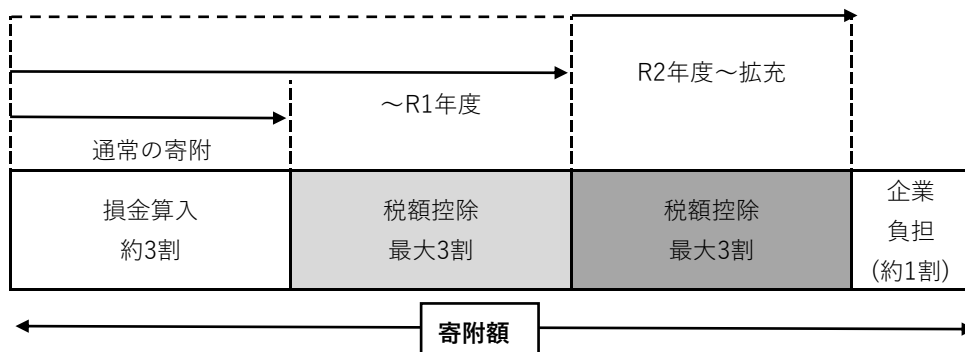
1 目的

地方創生の取組をさらに加速化させるためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施する必要があります。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度であり、古河市は令和3年4月より企業からの寄附を募り、新たな財源確保を図ります。

2 概要

『企業版ふるさと納税』は、国の認定を受け、市が実施する地方創生に資する取組に対し企業が寄附を行った際に税制上の優遇措置を受けられる制度です。

令和2年度税制改正により、制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果と合わせて、税の軽減効果が最大約9割となりました。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

3 期間

令和3年度から令和6年度まで

4 今後のスケジュール

令和3年3月末 地域再生計画（市が実施する地方創生に資する取組を掲げたもの）の認定

令和3年4月～ 寄附の募集開始